

新潟県条例第23号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</u> となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 (略)	(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条第2号若しくは第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</u> となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 (略)

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第38条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～6 (略) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員	(期末手当) 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員(第38条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～6 (略) 第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(法第16条第1号に該当して失職した</u>

<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項の規定により人事委員会規則で定める日に、第3項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p><u>職員を除く。)</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した</u>ときは、<u>第25条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、第3項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
---	--

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい</p>

て人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 (略)

(休職者の給与)

第40条 (略)

2～5 (略)

6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

て人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 (略)

(休職者の給与)

第40条 (略)

2～5 (略)

6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第26条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者</p>

2・3 (略)	2・3 (略)
---------	---------

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者であつて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 (略)</p>

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第6条 新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下この条において「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(大麻取扱者の免許の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大麻取扱者の免許を与えないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからカまでの</u>いずれかに該当する者であるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p><u>オ 覚醒剤の中毒者</u></p> <p><u>カ アからオまでの</u>いずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第9条 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は法第5条第2項各号若しくは第2条第2項第2号イ若しくは<u>エからカまでの</u>いずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p>	<p>(大麻取扱者の免許の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大麻取扱者の免許を与えないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからキまでの</u>いずれかに該当する者であるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p><u>オ 心身の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p><u>カ 覚せい剤の中毒者</u></p> <p><u>キ アからカまでの</u>いずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者</p> <p>(免許の取消し)</p> <p>第9条 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は法第5条第2項各号若しくは第2条第2項第2号イ若しくは<u>エからキまでの</u>いずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。</p>

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第7条 新潟県覚せい剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(覚せい剤施用機関等の指定の基準)	(覚せい剤施用機関等の指定の基準)
<p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者若しくは覚せい剤原料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからク</u>までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち<u>アからキ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(指定の取消し及び業務等の停止)</p> <p>第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからク</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからク</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その</p>	<p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者若しくは覚せい剤原料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからケ</u>までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>カ</u> <u>成年被後見人</u></p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち<u>アからク</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(指定の取消し及び業務等の停止)</p> <p>第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからケ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからケ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その</p>

指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。 3 (略)	指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。 3 (略)
--	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第8条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下この条において「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 麻薬中毒者又は<u>覚醒剤</u>の中毒者</p> <p>キ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち法第50条の5第2項又は<u>アからカ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(免許等の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、向精神薬試験研究施設設置者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第4条第2号ア、イ若しくは<u>エからキ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。</p>	<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>成年被後見人</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ 麻薬中毒者又は<u>覚せい剤</u>の中毒者</p> <p>ク 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち法第50条の5第2項又は<u>アからキ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(免許等の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、向精神薬試験研究施設設置者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第4条第2号ア、イ若しくは<u>エからク</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。